

いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に実証拠点を設定してクラウドソーシングにより仕事を受注する者の支援及び生活の安定化を図ることにより、クラウドソーシングによる新たな働き方の促進、市への若者の定着及び地域活性化の実現に寄与することを目的として、予算の範囲内において、クラウドソーシング手数料の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドソーシング インターネット上で不特定多数の人材に業務内容、報酬等を提示して仕事を発注し、又は発注された仕事を受注する仕組みをいう。
- (2) 実証拠点 クラウドソーシングにより仕事を受注する者の支援、育成等を行うことのできる事業者であって、市と地域活性化に係る連携協定を締結したものをいう。
- (3) 会員 実証拠点において会員の登録をした者をいう。
- (4) クラウドソーシング手数料 クラウドソーシングにより仕事を受注し、報酬を得た会員がクラウドソーシング運営会社（市と地域活性化に係る連携協定を締結した事業者に限る。）に支払うべき手数料をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 会員であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 平成30年10月1日より前に市の住民基本台帳に記録された者であって、同日以後も3年以上引き続き市内に定住する意思のあるもの
 - イ 平成30年10月1日以後に市の住民基本台帳に記録された者であって、転入の日から3年以上市内に定住する意思のあるもの
- (3) 市税等の滞納がない者であること。
- (4) いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと。

(助成対象期間等)

第4条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 平成30年10月1日より前に市の住民基本台帳に記録された者 会員となった日の属する月から起算して24月間
- (2) 平成30年10月1日以後に市の住民基本台帳に記録された者 会員となった日の属する月の翌月から起算して24月間

2 助成金の交付は、対象者1人につき助成対象期間内で2回を限度とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、年度の初日から末日までの間に発生したクラウドソーシング手数料の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を助成対象経費とする。

- (1) 年度の途中で会員となった場合 助成対象期間の始期から当該年度の末日までの間に発生したクラウドソーシング手数料の額
- (2) 年度の途中で助成対象期間が終了する場合 当該年度の初日から助成対象期間の終期までの間に発生したクラウドソーシング手数料の額

(助成額等)

第6条 助成額は、助成対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が所有する住宅に居住している場合 5万円
- (2) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が賃貸借契約を締結した住宅（シェアハウス（いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付要綱（平成28年いすみ市告示第70号）第2条第2号に規定するシェアハウスをいう。）を除く。）に居住している場合 5万円
- (3) シェアハウスに居住している場合 3万円
- (4) 自ら又は自らと同一の世帯に属する者以外の者が賃貸借契約を締結した住宅に居

住している場合 3万円

(5) 前各号に掲げる住宅以外の住宅に居住している場合 3万円

(助成の申請)

第7条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までにいすみ市クラウドソーシング手数料助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要書（様式第2号）
- (2) クラウドソーシング手数料の額を確認できる書類
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 市内に住所を有することを証する書類
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定したときは、いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、指定された期日までに、いすみ市クラウドソーシング手数料助成請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 誓約書に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定取消通知書（様式第6号）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、いすみ市クラウドソーシング手数料助成金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

いすみ市クラウドソーシング手数料助成申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

クラウドソーシング手数料の助成を受けたいので、いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私に係る住民登録、市税等の納付状況その他クラウドソーシング手数料の助成に係る事項について、必要に応じていすみ市の職員が調査することに同意します。

記

1 クラウドソーシング手数料 円

2 助成申請額 円

3 会員であることの証明（※実証拠点記載欄）

上記申請者については、会員であることを証明する。

実証拠点名

代 表 者 ㊟

住 所

電 話 番 号

4 添付書類

- (1) 申請者概要書（様式第2号）
- (2) クラウドソーシング手数料の額を確認できる書類
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 市内に住所を有することを証する書類
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

申請者概要書

申請者	(ふりがな)
住所	〒 ー
申請時点で現に居住している住宅の区分	<input type="checkbox"/> 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が所有する住宅 <input type="checkbox"/> 自ら又は自らと同一の世帯に属する者が賃貸借契約を締結した住宅（シェアハウスを除く。） <input type="checkbox"/> シェアハウス <input type="checkbox"/> 自ら又は自らと同一の世帯に属する者以外の者が賃貸借契約を締結した住宅 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げる住宅以外の住宅
電話番号	
会員登録年月日	
主な業務実績	

様式第3号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

私は、クラウドソーシング手数料の助成を受けるに当たり、居住の実態がないと判断された場合、助成期間終了後1年以内に市外へ転出した場合又は市税等を滞納した場合には、助成の決定が取り消される場合があることを承諾します。

また、助成の決定が取り消された場合において、既に助成金の交付を受けている場合は、当該助成金を返還します。

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったクラウドソーシング手数料の助成については、下記のとおり決定（却下）したので、いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第8条の規定により、通知します。

記

- 1 助成決定額 円
- 2 助成対象期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 助成の条件等
 - (1) いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱の規定を遵守すること。
 - (2) いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第10条第1項各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることがあること。
- 4 却下の理由

様式第5号（第9条関係）

いすみ市クラウドソーシング手数料助成請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって決定のあったクラウドソーシング手数料の助成について、いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成請求額	円	
振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	区 分	1 普通 2 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

様式第6号（第10条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市クラウドソーシング手数料助成決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって決定したクラウドソーシング手数料の助成については、いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり決定の全部（一部）を取り消したので、通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 助成決定額 | 円 |
| 2 助成取消額 | 円 |
| 3 取消し後の助成決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

様式第7号（第11条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市クラウドソーシング手数料助成金返還命令書

年 月 日付け 指令第 号をもって決定したクラウドソーシング手数料の助成について、いすみ市クラウドソーシング手数料助成事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

- | | |
|---------------|---------|
| 1 助成決定額 | 円 |
| 2 既に交付した助成金の額 | 円 |
| 3 返還すべき額 | 円 |
| 4 返還の期限 | 年 月 日まで |
| 5 返還を命ずる理由 | |
| 6 返還の方法 | |